

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第74号

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

県立学校授業料等条例施行規則（昭和38年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(大規模災害等による授業料等の減免)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 条例第9条第1項第2号の規則で定めるものは、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）及びそのまん延防止のための措置の影響とする。</u></p> <p><u>4 条例第9条第1項第2号に規定する就学が困難で特に必要があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当することとなった者とする。</u></p> <p><u>(1) 生活保護法の規定による被保護者又は被保護者と同一世帯に属する者で、かつ、他に授業料等（条例第9条第1項に規定する授業料等をいう。以下同じ。）を援助する者がいないもの</u></p> <p><u>(2) 前号に準ずる者で、知事が経済的事情により就学が困難と認めたもの</u></p> <p>(大規模災害等による授業料等の減免の額)</p> <p>第3条の2 条例第9条第1項の規定に基づく授業料等（通信制受講料を除く。以下この項において同じ。）の減免の額は、次の各号に掲げる授業料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 授業料 その月額の一部 <u>（前条第4項第2号に該当することとなった者にあつては、その月額の一部又は2分の1）</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第4条 条例第8条の規定に基づく授業料の減免又は条例第9条第1項の規定に基づく授業料等の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料減免申請書、入学選考料減免申請書、入学科減免申請書、通信制受講料減免申請書又は寄宿舎料減免申請書（以下「授</p>	<p>(大規模災害による授業料等の減免)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(大規模災害による授業料等の減免の額)</p> <p>第3条の2 条例第9条第1項の規定に基づく授業料等（通信制受講料<u>及び聴講料</u>を除く。以下この項において同じ。）の減免の額は、次の各号に掲げる授業料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 授業料 その月額の一部</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第4条 条例第8条の規定に基づく授業料の減免又は条例第9条第1項の規定に基づく授業料等 <u>（聴講料を除く。以下同じ。）</u>の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料減免申請書、入学選考料減免申請書、入学科減免申請書、通信制受講料減免申請書又は</p>

業料等の減免申請書」という。)に、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類その他申請者の在学する学校の校長(条例第9条第1項の規定に基づく入学選考料の減免の申請にあっては、申請者が入学を志望する学校の校長。以下「校長」という。)が必要と認める書類を添えて、同表の右欄に掲げる期限までに校長に提出しなければならない。

[略]		
条例第9条第1項第1号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等の減免を受けようとする場合	[略]	[略]
条例第9条第1項第2号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等の減免を受けようとする場合	第3条第4項各号のいずれかに該当することを証する書類	

(授業料等の減免の申請をした者に係る授業料等の納付)

第5条の2 次の表の左欄に掲げる区分に該当する者は、それぞれ同表の中欄に掲げる授業料等について、同表の右欄に掲げる期間までに納付しなければならない。

[略]		[略]
条例第9条第2項の申請をした者で、同項に規定する審査の結果、入学選考料、入学料又は通信制受講料の減免を受けることができなかったもの	[略]	
授業料の一部の減免の決定を受けた者	条例第9条第2項の規定により納付を猶予された期間に対応する月の月分の授業料の2分の1に相当する額の授業料	

(減免の取消し)

寄宿舎料減免申請書(以下「授業料等の減免申請書」という。)に、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類その他申請者の在学する学校の校長(条例第9条第1項の規定に基づく入学選考料の減免の申請にあっては、申請者が入学を志望する学校の校長。以下「校長」という。)が必要と認める書類を添えて、同表の右欄に掲げる期限までに校長に提出しなければならない。

[略]		
条例第9条第1項第1号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等の減免を受けようとする場合	[略]	[略]

(授業料等の減免の申請をした者に係る授業料等の納付)

第5条の2 次の表の左欄に掲げる区分に該当する者は、それぞれ同表の中欄に掲げる授業料等について、同表の右欄に掲げる期間までに納付しなければならない。

[略]		[略]
条例第9条第2項の申請をした者で、同項に規定する審査の結果、入学選考料、入学料又は通信制受講料の減免を受けることができなかったもの	[略]	

(減免の取消し)

第6条 条例第8条の規定に基づく授業料の減免を受けている者及び条例第9条第1項第2号に掲げる者に該当し同項の規定に基づく授業料、通信制受講料又は寄宿舎料の減免を受けている者（以下これらの者を「被減免者」という。）は、第2条各号又は第3条第4項各号に掲げる者に該当しなくなったときは、速やかに、別に定める様式による授業料減免事由消滅届、通信制受講料減免事由消滅届又は寄宿舎料減免事由消滅届（以下「授業料等の減免事由消滅届」という。）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の授業料等の減免事由消滅届に基づき授業料、通信制受講料又は寄宿舎料の減免を取り消すことを適当と認めたとき又は被減免者が第2条各号又は第3条第4項各号に掲げる者に該当しなくなったと認めたときは、別に定める様式による授業料減免取消通知書、通信制受講料減免取消通知書又は寄宿舎料減免取消通知書により被減免者に通知するものとする。

（通信制受講料の減免を取り消された者に係る通信制受講料の納付）

第6条の2 前条第2項の規定による通信制受講料の減免の取消しの通知を受けた被減免者は、当該通知により納付すべきとされた通信制受講料を、当該通知を受けた日から起算して15日以内に納付しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第6条 条例第8条の規定に基づく授業料の減免を受けている者（以下「被減免者」という。）は、第2条各号に掲げる者に該当しなくなったときは、速やかに、別に定める様式による授業料減免事由消滅届を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の授業料減免事由消滅届に基づき授業料の減免を取り消すことを適当と認めたとき又は被減免者が第2条各号に掲げる者に該当しなくなったと認めたときは、別に定める様式による授業料減免取消通知書により被減免者に通知するものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。